

ハーモニーホール友の会会則

(平成8年4月1日一部改正)

(平成15年6月1日一部改正)

(名称)

第1条 この会は、ハーモニーホール友の会という。

(事務局)

第2条 この会は、事務局を那須野が原文化振興財団(以下「財団」という)内におく。

(目的)

第3条 この会は、会員の芸術・文化鑑賞機会の拡大をはかることにより会員が豊かな芸術文化を享受し、芸術文化意識の高揚を図ることを目的とする。

(会員)

第4条 この会の会員は、この会の趣旨に賛同し、第6条で定める年会費を納入した者をもって組織する。

2 会員は、個人会員、ペア会員、家族会員、団体会員とする。

3 ペア会員は、個人で入会するものとし、第7条で定める会員の特典(3)、(4)は、2名までを対象とする。

4 家族会員は、同一世帯の者とし、第7条で定める会員の特典に次の範囲を設ける。

(1)第7条(1)、(2)は、代表者のみとする。

(2)第7条(3)、(4)は、5名までを対象とする。

5 団体会員は、5～10名を10名会員、11～20名を20名会員、21～30名を30名会員、31～50名を50名会員、50～100名を100名会員とし、第7条で定める会員の特典に次の範囲を設ける。

(1)第7条(1)、(2)は、代表者のみとする。

(2)第7条(3)、(4)は、10名会員は10名まで、20名会員は20名まで、30名会員は30名まで、50名会員は50名まで、100名会員は100名までを対象とする。

(有効期限)

第5条 会員の有効期限は、入会日から翌年の入会日が属する月の末日までとする。

(会費)

第6条 年会費は、次のとおり定める。

(1)個人会員 1,000円

(2)ペア会員 1,500円

(3)家族会員 2,000円

(4)団体会員

団体会員	10名会員	20名会員	30名会員	50名会員	100名会員
会費	8,000円	15,000円	20,000円	30,000円	50,000円

(会員の特典)

第7条 会員に対し原則として次の特典を設ける。

(1)会員には会員証が交付される。

(2)財団が発行する催し物案内の定期郵送。

(3)財団が主催(共催)する公演の入場料金の割引。

(割引額は各公演ごとに定め、入場料金の10%以内とする。)

(4)財団が主催(共催)する公演の入場券発売日以前の電話予約。

ただし、50名会員、100名会員については、事前協議をするものとする。

(5)その他財団が特に定めた特典。

(退会)

第8条 会員は、いつでも本会を退会することが出来る。ただし、納入済みの年会費については一切返還しないものとする。

(委任)

第9条 この会則に定めのない事項については、事務局が別に定める。

附 則

この会則は、平成7年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成8年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成15年6月1日より施行する。